

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（138）」

2. 日時：令和5年9月7日(木) 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他8名

5. 要旨

(1) 電源開発(株)から、第1023回審査会合(令和3年12月24日開催、以下「前回会合」という。)等での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化したうえで、再度ヒアリングで説明することを求めた。

- ・ 防波堤等の影響検討については、地震津波と地震以外の津波の組合せ評価の審議の後、基準津波の策定について説明する際、あらためて説明すること。
- ・ 組合せ時間差を1.6秒ピッチで検討していることについて、事業者の考え方を説明すること。
- ・ 複数の地すべりのうち、佐井エリアの斜面崩壊を組合せ対象とするものの妥当性について、考え方も含め、図表等を用いて説明すること。
- ・ 前回までの会合における説明性向上等のためのコメント回答については、資料構成や説明方法について検討しておくこと。
- ・ 基準波源モデル策定に係るフローチャートにおいて、「十勝沖・根室沖から色丹島沖及び択捉島沖の広域の津波特性を考慮した特性化モデル」を影響検討用波源域とした理由は、説明を拡充して記載すること。
- ・ 北海道日高沖の海底地すべりによる敷地への影響が小さくなる理由について、地理的特徴を中心に簡潔に説明すること。
- ・ 内閣府(2020)モデルの基準波源モデルへの反映について、評価プロセスの中でどの段階で評価することとするのか明確にすること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）
- ・ 過去の審査資料からの主な変更箇所について
- ・ 基準津波策定のうち、津波発生要因の組合せに関する検討及び防波堤等の影響検討について
- ・ 基準津波策定のうち、地震による津波及び地震以外の要因による津波のコメント回答について（三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波ほか）